

第7回 農業委員会の委員の定数等に関する小委員会 次第

日 時 平成16年8月6日(金)  
午後3時  
場 所 ホワイトパーク

1 開 会

2 あいさつ

3 議 事

(1)農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いに関することについて

4 その他

5 閉 会

## 第 6 回農委小委員会決定事項

1 在任特例を適用するか、農委法第 3 4 条を適用するか、各委員会に持ち帰り、次回小委員会で決定する。

### 2 今回決定された事項

(1) 在任特例・農委法第 3 4 条いずれを採用した場合でも在任期間は「1 年間」とする

(2) 在任特例を採用した場合の特例を受ける委員数は、80 人とする。

#### (3) 特例後

ア) 定数は 30 人とする。

イ) 選挙区を設置する。

選挙区の組み合わせについては、子持村が小野上村の組み合わせを含め検討する。

委員報酬について（年額）
--------------

市町村の現況

（単位：円）

	渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橘村	合 計
会 長	503,000	164,000	243,800	350,000	576,000	586,000	
会長職代	394,000	135,000	185,500	210,000	336,000	341,000	
部会長						299,000	
委 員	368,000	125,000	178,000	200,000	285,000	290,000	
合 計	7,521,000	1,299,000	1,853,300	3,360,000	4,902,000	5,005,000	23,940,300